

小城市森林整備計画書

自 令和 3年 4月 1日
計画期間
至 令和 13年 3月 31日

佐 賀 県

小 城 市

目 次

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	(P4～7)
1	森林整備の現状と課題	(P4)
2	森林整備の基本方針	(P4～6)
3	森林施業の合理化に関する基本方針	(P6～7)
II	森林の整備に関する事項	(P7～27)
第1	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	(P7～8)
1	樹種別の立木の標準伐期齢	(P7)
2	立木の伐採（主伐）の標準的な方法	(P7～8)
3	その他必要な事項	(P8)
第2	造林に関する事項	(P8～12)
1	人工造林に関する事項	(P8～10)
2	天然更新に関する事項	(P10～11)
3	植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	(P11～12)
4	森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	(P12)
5	その他必要な事項	(P12)
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	(P12～14)
1	間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	(P12～13)
2	保育の種類別の標準的な方法	(P13～14)
3	その他必要な事項	(P14)
第4	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	(P14～22)
1	公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	(P14～18)
2	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	(P18～21)
3	その他必要な事項	(P22)
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	(P22～23)
1	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	(P22)
2	森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	(P22)
3	森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項	(P22)
4	森林経営管理制度の活用に関する事項	(P22)
5	その他必要な事項	(P23)
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	(P23～24)
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	(P23)

2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	(P23)
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	(P23)
4	その他必要な事項	(P24)
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	(P24～26)
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	(P24)
2	路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	(P24～25)
3	作業路網の整備に関する事項	(P25～26)
4	その他必要な事項	(P26)
第8	その他必要な事項	(P26～27)
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	(P26)
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	(P26～27)
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	(P27)
III	森林の保護に関する事項	(P27～28)
第1	鳥獣害の防止に関する事項	(P27)
1	鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法	(P27)
2	その他必要な事項	(P27)
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	(P27～28)
1	森林病害虫等の駆除及び予防の方法等	(P27～28)
2	鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）	(P28)
3	林野火災の予防の方法	(P28)
4	森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	(P28)
5	その他必要な事項	(P28)
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	(P28～30)
1	保健機能森林の区域	(P28～29)
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	(P29)
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項	(P29～30)
4	その他必要な事項	(P30)
V	その他森林の整備のために必要な事項	(P30～33)
1	森林経営計画の作成に関する事項	(P30～31)
2	生活環境の整備に関する事項	(P31)
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	(P31)
4	森林の総合利用の推進に関する事項	(P31～32)

- 5 住民参加による森林の整備に関する事項…………… (P32)
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項…………… (P32)
- 7 その他必要な事項…………… (P32～33)

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

小城市は佐賀県のほぼ中央に位置し、北部には秀峰天山を擁している。この山並みを水源とする祇園川、晴気川は扇状地を形成し、中南部の肥沃な佐賀平野を潤しつつ、嘉瀬川、牛津川、六角川を経て有明海へと注いでいる。

小城市的総面積は9, 581haであり、森林面積は2, 313haと森林に恵まれており、総面積の24%を占めている。森林法第5条に基づく民有林面積は1, 781haで、そのうちスギ、ヒノキを主体とした人工林の面積は1, 147haであり、人工林率は64.4%で県平均の67.1%より下回っている。

本市の森林は地域住民の生活に密着した里山や、大径木の広葉樹が林立する天然性林もあるが、ほとんどは林産物生産活動が実施される人工林帶で構成され、これらの森林は林産物生産のみならず、多くの公益的機能、特に水源かん養機能を有し、健全な育成を図る必要があるが、林業収益の低下、中山間集落の過疎化、林業後継者の不足や自然環境等の問題により、森林に対する住民意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題がある。

全域的に齢級構成が高く、伐期を迎える林分も多く存在することから、大径材、柱材の優良材の生産を目標とした間伐、枝打ちの促進や林業施業の機械化、共同化、集団化及び担い手の育成を図ることが重要である。北西部の八丁ダム周辺の生活環境保全林、多くの登山者が訪れる天山山頂付近、東西の中山間を結ぶ林道天山線沿いは、生活や観光と森林を有機的に結びつけた森林とのふれあいの場として活用が期待される。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、森林のおかれている自然的、社会的、経済的諸条件を勘案の上、森林の有する機能ごとにその機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を、次のとおり定める。

森林の有する機能	地域の目指すべき森林資源の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壤を有する森林
山地災害防止機能／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壤を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、大気の浄化、騒音や粉塵等の影響を緩和し、良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有し、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・レクリエーション機能の維持増進を図る施設が整備されている森林
文化機能	史跡、名勝等が存在する森林、又は、これらと一体的となり、潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林
生物多様性保全機能	一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されている森林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壤を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、(1)で掲げる森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に發揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会的情勢の変化も考慮し、適正な森林施業の面的な実施や森林保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、育成单層林における保育・間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の整備、天然生林の適確な保全・管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害等の防止対策や森林病害虫や野生鳥獣被害の防止対策の推進等により、発揮を期待する機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

また、効率的な森林施業、森林の適正な管理経営に欠くことのできない施設であり農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとする。

これらについては、森林組合、林業普及指導員、森林所有者、森林管理署等との相互連携をより一層密にし、講習会等を通じて技術指導や普及啓発に努め、あわ

せて、佐賀県森林クラウドシステムを効果的に活用することで、総合的かつ効率的な森林整備の推進を図るものとする。

森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次のとおりとする。

ア 水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源かん養機能の維持増進を図るための森林として、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、複層林施業や長伐期施業など、高齢級の森林への誘導等を基本とする森林整備を推進する。

イ 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能及び土壤保全機能の維持増進を図るための森林として、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に發揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山腹の安定等を図る必要がある場合には、山地保全対策に努め、安全で住みよい環境の整備を図る。

ウ 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の維持増進を図るための森林として、市民の快適かつ文化的な生活環境の保全のため、市民のニーズに応じて樹種の多様性を維持・増進する。

エ 保健文化機能の維持増進図るための森林施業を推進すべき森林

保健・レクリエーション機能、文化機能及び生物多様性保全機能の維持増進を図るための森林として、生活環境の保全、保健、風致の保全等のための保安林の指定やその適切な森林管理を推進する。

また、とりわけ希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。

オ 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

木材等生産機能の維持増進を図るための森林として、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた適切な造林、保育、間伐及び小面積皆伐の実施を推進する。

3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業の合理化については、森林経営の受委託等による森林経営規模の拡大、未整

備森林の解消に向けた公的管理等の取り組みや、高性能林業機械の導入、路網整備を推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標、制限林の伐採規制等に用いられるものである。本市内の標準的な自然条件にある森林の平均成長量が最大となる林齢を基準に、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して以下のとおり定める。

なお、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務づけるためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

全 域	樹 種				
	ス ギ	ヒ ノ キ	マ ツ	ク ヌ ギ	その他の広葉樹
	35年	40年	30年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木を伐採（主伐）する場合においては、次に示す施業の方法に従って適切に行う。

施業の区分	標準的な方法
皆 伐	<p>①主伐のうち、択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壤等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の計上、一箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に考慮し、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図ることとする。</p> <p>②主伐の時期については、地域の森林構成等を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し多様化、長期化を図ることとし、多様な木材需要に対応した林齢で伐採する。</p> <p>③伐採跡地については、適確な更新を図るため、適地適木を旨として自然条件に適合した樹種を早期に植栽する。また、ぼう芽により更新を行う場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月から3月の間に伐採する。</p>

択伐	<p>①主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帶状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものとする。</p> <p>森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p> <p>②択伐による場合は、森林の生産力及び公益的機能の増進が図られる林型に誘導することを目標に適正な伐採を繰り返し、伐採率30%以下（伐採後植栽を行う場合は40%以下）を基準とする。</p>
-----------	---

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

- ア 森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨とし、皆伐及び択伐の標準的な方法について、自然条件、地域における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案する。
- イ 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- ウ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないように、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- エ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- オ 林地の保全、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

該当なし。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は、適地敵木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、気候、地形、土壤等の自然条件等に適合するとともに木材需要にも配慮した樹種を選定することとし、木材生産等を念頭に置いた、スギ、ヒノキ等針葉樹やクヌギ等有用広葉樹のほか、特に生態系や景観の保全等を主たる目的とする場合には、地域に生育する母樹から育てられた苗木（さがの樹）を活用するなど、郷土樹種による造林を推

進する。

また、下記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、小城市産業部農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

人工造林の対象樹種

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、クヌギ他有用広葉樹及び郷土樹種	

(2) 人工造林の標準的な方法

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法を下表のとおり仕立ての方法別に定める。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備考
スギ	中仕立て	1, 500～3, 000	
ヒノキ	中仕立て	2, 000～3, 000	
クヌギ	中仕立て	2, 000～3, 000	

イ その他人工造林の方法

地拵えの方法、植付けの方法、植栽時期について下表のとおり定める。

また、伐採・搬出と並行して地拵え・植付けを行う一貫作業システムへの取組やコンテナ苗、次世代スギ精英樹の活用などにより、作業工程の効率化に努めるものとする。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	林地の保全に配慮し、伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する。ササ類等の密生地では必要に応じ除草剤による先行地拵えを実施する。
植付けの方法	正方形植えを基本とする。また、1～2年後に補植を行う。

植栽の時期	2月～4月に行うことを原則とし、秋植えの場合には、苗木の根の成長が鈍化した時期（10月～11月）に行うものとする。 コンテナ苗については、この限りではない。
-------	---

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

伐採跡地の更新については、森林の有する公益的機能の早期回復と森林資源の造成を図るため、皆伐に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間内に更新を完了すること。

ただし、保安林については、その保安林に定める指定施業要件に従い植栽すること。

2 天然更新に関する事項

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新を行う林分は、気候、地形、土壤等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	針葉樹、カシ類、ナラ類、シイ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	カシ類、ナラ類、シイ類、クス、ホオノキ、ミズメ、ケヤキ、サクラ類、カエデ類、キリ等

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

天然更新の対象樹種について、天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数は下表のとおりとする。なお、伐採跡地の天然更新は、樹高0.3m以上の天然更新の対象樹種（前生樹及びぼう芽を含む）が、概ね下表の期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上成立している状態をもって更新完了とする。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
針葉樹、カシ類、ナラ類、シイ類、クス、イスノキ、ホオノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、サクラ類、カエデ類、センノキ、ミズキ、キリ等	10,000本/ha

イ 天然更新の標準的な方法

更新は、主としてぼう芽及び天然下種更新とし、林床の状況等から天然稚樹の発生、生育が不十分な箇所について必要に応じ地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を行うこととする。

天然更新補助作業の標準的な方法

区分	標準的な方法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、植え込みを行うものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外のものをかき取る。

ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新については、佐賀東部地域森林計画の「天然更新の完了基準」の調査方法に基づき更新状況を判断し、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には、天然更新補助作業は人工造林により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

天然更新については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

天然更新が期待されず、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、下表のとおりとする。

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
下層植生が少なく表土が流出した森林	
病害虫の発生箇所や岩石地等、天然下種及びぼう芽による	

方法では、適確な更新が確保できない森林

なお、以下の場合は植栽によらなければ適確な更新は困難となる可能性があることから、天然更新を行う場合は現地状況に十分注意すること。

植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性のある森林の条件

以下の条件に1つ以上該当する場合は、植栽によらなければ適確な更新が困難となる可能性がある。
隣接広葉樹からの距離が100m以上離れている森林
林齡40年生未満の森林
放置竹林と隣接する森林

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合 1の(1)による。
- イ 天然更新の場合 2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新が可能な森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新対象樹種の立木が5年生時点での生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000/haと定める。

なお、当該対象樹種の立木は、5年生時点で3,000本/ha以上成立させることとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施と併せ、小城市のシンボル天山の四季を彩る広葉樹の植栽を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齡、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

立木の生育の促進並びに林分の健全化及び木材としての利用価値を向上するため、下

表の内容を一般的な目安とし、植栽木の生育状況に応じて間伐を実施するものとする。

なお、高齢級の森林において間伐が必要と認められる場合には、立木の成長力に留意し、平均的な間伐実施時期の間隔に従って間伐を行うものとする。

間伐時期については樹冠が相互に接している状態（うつ閉状態）となった時に初回の間伐を実施し、その後5～10年ごとに生産目標等に応じて伐期に達するまで適時、適切に実施する。

間伐を実施すべき標準的な林齡及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 植栽本数	間伐を実施すべき標準的な林齡（年）			標準的な方法	備考
		初回	第2回	第3回		
スギ	中仕立 植栽本数 3,000本 /ha	16～20	21～25	26～30	下層植生が消失しているなど過密となっている林分では、間伐を実施するものとする。 間伐木の選定は林分構成の適性化を図ることを原則とするが、形質の良い木を主に残すようとする。	
ヒノキ	中仕立 植栽本数 3,000本 /ha	16～22	23～29	30～35	気象被害等に十分注意した上で間伐率を本数率ではおおむね40%以下とする。	

2 保育の種類別の標準的な方法

保育は下表に示す内容を一般的な標準とし、実行に当たっては、個々の森林育成状況に応じて適期にかつ適確に行い林木の健全な育成を促進するものとする。

保育の種類別の標準的な方法

種類	樹種	実施すべき標準的な林齡及び回数	標準的な方法	備考
		1 2 3 4 5 6 7 8 9 10~15~20~25		
下刈	スギ ヒノキ	(回数) 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	造林木が雑草木の被圧状態になる前に、全刈、筋刈、坪刈等の方法により実施し、造林木が被圧されなくなるまで行う。雑草木の繁茂が著しい場合には、年2回実施する。実施時期は6~8月。	
つる切	スギ ヒノキ	←→ ←→	下刈りと併行、下刈り終了後ツル類の繁茂に応じて効率的に行う。実施時期は6~9月。	
枝打ち	スギ ヒノキ	←→ 1回目 2~3回目 ←→ 1回目 2~3回目	枝下径が6~8cmに成長したごとに行う。実施時期は11~3月。	
除伐	スギ ヒノキ	←→ ←→	目的樹種の完全成材の支障となる広葉樹、かん木類を除去する。造林木の状況により、形質成長の不良木を除去する。	

3 その他必要な事項

該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能の維持増進を図るために森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林の区域を公益的機能別施業森林として設定することとする。

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源のかん養の機能の維持増進を図るために森林施業を推進すべき森林（水源か

ん養機能維持増進森林)

ア 区域の設定

水源かん養機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、個々の森林の自然条件、森林の内容、地域の要請等から見た一的な森林整備の観点を踏まえて、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林など、水源かん養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期の間隔の拡大を行うとともに、次の条件のいずれかに該当する森林については、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下）を推進することとする。森林区域については、別表2により定めるものとする。

なお、当該森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a 地形について

- (a) 標高の高い地域
- (b) 傾斜が急峻な地域
- (c) 谷密度の大きい地域
- (d) 起伏量の大きい地域
- (e) 渓床又は河床勾配の急な地域
- (f) 掌状型集水区域

b 気象について

- (a) 年平均又は季節的降水量の多い地域
- (b) 短時間に強い雨の降る頻度が高い地域

c その他

大面积の皆伐が行われがちな地域

森林の伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
45年	50年	40年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林）

ア 区域の設定

山地災害防止機能の高度発揮が特に求められている森林について定めること

を基本とする。個々の森林の自然条件や森林の内容を踏まえてダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林など、土地に関する災害の防止機能及び土壤の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢のおおむね2倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐(10ha以下の伐採)を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、特に次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表2により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

a 地形について

- (a) 傾斜が急な箇所であること。
- (b) 傾斜の著しい変異点を持っている箇所であること。
- (c) 山腹の凹曲線部等地表流下水又は地中水の集中流下する部分を持っている箇所であること。

b 地質

- (a) 基岩の風化が異常に進んだ箇所であること。
- (b) 基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所であること。
- (c) 破碎帶又は断層線上にある箇所であること。
- (d) 流れ盤となっている箇所であること。

c 土壤等

- (a) 火山灰地帯等で表土が粗じようで凝集力の極めて弱い土壤からなっている箇所であること。
- (b) 土層内に異常な滞水層がある箇所であること。
- (c) 石礫地からなっている箇所であること。
- (d) 表土が薄く乾性な土壤からなっている箇所であること。

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
70年	80年	60年	20年	30年

(3) 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（快適環境形成機能維持増進森林）

ア 区域の設定

生活環境保全機能の高度発揮が特に求められている森林について定めることを基本とし、地域住民に日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や温度を調節する等地域の快適な生活環境の保全に資する森林又は地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林など、快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢のおおむね2倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下の伐採）を行うこととし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

また、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表2により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進する森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

- a 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林
- b 市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林
- c 気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
70年	80年	60年	20年	30年

- (4) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（保健・文化機能維持増進森林（生物多様性保全を含む））

ア 区域の設定

観光的に魅力のある自然景観や植物群落を有する森林や、史跡・名勝が存在、又は、これらと一体的となり潤いのある歴史的風致を構成している森林であって、身近な自然や自然とのふれあいの場として住民等に憩いと学びの場を提供している森林、生物多様性保全森林については地域的に希少な生物が生育・生息する森林、陸地・水域にまたがって特有の生物が生育・生息する渓畔林を構成する森林など、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定める。

イ 施業の方法

当該森林においては伐期を標準伐期齢のおおむね2倍とする長伐期施業を推進するとともに、モザイク的な小面積皆伐（10ha以下の伐採）を行い、伐採に伴つて発生する裸地の縮小及び分散を図ることとし、次の条件のいずれかに該当する森林については、択伐又は1ha未満の皆伐による複層林施業を行うこととする。森林区域については、別表2により定めるものとする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林における伐期の下限は下表のとおりとする。

- A 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林
- B 紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるものの
- C ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林
- D 地域的に希少な生物の保護のため必要な森林（択伐に限る）

長伐期施業を推進すべき森林における伐期齢の下限

樹種				
スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
70年	80年	60年	20年	30年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材として利用することに適した樹木により構成され、その生育が良好な森林であって、地形、地理等から効率的な森林施業が可能な森林とする。木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1により定めるものとする。

(2) 施業の方法

森林の公益的機能の發揮に留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進することとし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めることとする。森林区域については、別表2により定めるものとする。

【別表1】

区分 森林の区域

区分	森林の区域	面積
水源かん養機能維持増進森林	(小城町) 2林班、5林班、8林班-ロ、9~11林班、12林班-ニ・ホ・ヘ、13林班-ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ、14~16林班、18林班-ト、20林班-ロ、21~22林班、23林班-イ・ロ、24~28林班、32林班-ハ、33~37林班 (三日月町) 2林班 (牛津町) 全林班	1461.68ha
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	(小城町) 15林班-ハ- (2-1)、26林班-イ、28林班-イ・ロ	355.48ha
快適環境形成機能維持増進森林	(小城町) 6林班-ロ(3、4、11、14、20、21、24、25、36、38、40、59)、6林班-ハ(18、26、27、29、30、56)、7林班-イ(1~7、12、13、15、17、18、20~24、42)、15林班-ロ(7、12、15、23、24、124)	6.63ha
保健・文化機能維持増進森林	(小城町) 3林班-イ、24林班-イ(62、66~71、77~86、118~120、128、129、136、138)、26林班-イ(100、108)、27林班-イ(93、103)	89.04ha

木材生産機能維持増進森林	(小城町) 1林班-口・ハ・ニ、2林班、3林班-口 、5~6林班、7林班-イ・ハ、8林班、10~17林 班、18林班-イ・ロ・ハ・ニ・ハ・ト、19~37林班、38 林班-イ・ホ、39林班、40林班-イ・ハ・ニ (三日月町) 全林班 (牛津町) 1林班-イ・ロ・ニ・ホ・ハ・ト・チ、2~3林班	1751.58ha
--------------	--	-----------

【別表2】

区分	施業の方法	具体的な基準	森林の区域	面積
水源かん養機能維持増進森林	伐期の延長	・標準伐期齢+10年 ・皆伐20ha以下	(小城町) 2林班、5林班、8林班-口、9~11林班、12林班-ニ・ホ・ヘ、13林班-ロ・ハ・ニ・ホ・ヘ、14~16林班、18林班-ト、20林班-口、21~22林班、24~28林班、32林班-ハ、33~37林班 (三日月町) 2林班 (牛津町) 全林班	1386.63ha
	小面積皆伐	・標準伐期齢+10年 ・皆伐10ha以下	該当なし。	ha
	更新を目的とした複層林施業	・標準伐期齢+10年 ・伐採率70%以下	(小城町) 28林班-口 (165-3)	11.45ha
山地災害防止/土壤保全機能維持増進森林	長伐期施業 小面積皆伐	・標準伐期齢×2 ・皆伐10ha以下	(小城町) 15林班-ハ(2-1)、26林班-イ(100-2)	55.90ha
快適環境形成機能維持増進森林		・抾伐30%以下 (・伐採後植栽を行う場合は40%以下) ・伐採区域面積1ha未満	(小城町) 3林班-イ、6林班-口(3、4、11、14、20、21、24、25、36、38、40、59)、6林班-ハ(18、26、27、29、30、56)、7林班-イ(1~7、12、13、15、17、18、20~24、42)、15林班-口(7、12、15、23、24、124)、24林班-イ(62、66~71、77~86、118~120、128、129、136、138)、26林班-イ(100、108)、27林班-イ(93、103)	95.36ha
木材生産機能維持増進森林	通常施業	・標準伐期齢 ・皆伐20ha以下	(小城町) 1林班-ロ・ハ・ニ、3林班-口、6林班、7林班-イ・ハ、8林班、12林班-イ・ロ・ハ・ト、13林班-イ、17林班、18林班-イ・ロ・ハ・ニ・ハ、19林班、20林班-イ、23林班、29~31林班、32林班-イ・ロ、38林班-イ・ホ、39林班、40林班-イ・ハ・ニ (三日月町) 1林班	328.88ha

3 その他必要な事項

(1) 施業実施協定の締結の促進方法

森林法第10条の11第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策については、特定非営利活動法人等の活動状況を勘案し、指導や助言を行うこととする。

(2) その他

特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林を適切に管理していくため集約化を進め、森林組合等への長期施業の受託、森林の経営の受託等による森林の経営規模拡大を図るものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者等へ長期施業の受託等森林経営の委託の働きかけをし、施業集約化等に取り組む者に対して森林経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせんを行うことで森林の施業又は経営の受託等による経営規模拡大を図るものとする。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者が森林の経営の受託等を実施する上で、現状の立木把握、委託契約書や分取契約書の作成及び地上権の設定等が生じることから、市と森林組合等が連携して必要な情報の提供や助言をすることとする。

4 森林経営管理制度の活用に関する事項

(1) 森林経営管理制度の活用方法

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。

(2) 森林経営管理制度の留意事項

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

5 その他必要な事項

森林組合等は、森林所有者から長期の施業や経営の受委託等を行う場合は、協定を締結し、委任内容や費用負担等について明確にする必要がある。また、森林施業等を受託する際には、事前に見積書等を示し、費用負担について森林所有者に了解を得ることが必要である。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市の森林所有者は、大部分が5ha未満の小規模所有であり、森林施業を計画的、重点的に行うため、市、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制を整備するとともに、集落単位での森林の施業委託を図っていくこととする。

特に、本市の林業労働力の担い手である森林組合等への施業委託の推進により、資本の整備や執行体制の強化及び作業班の強化等実施体制の整備を図ることとする。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本市で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し、合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定を締結し、間伐、保育の共同化に必要な作業路等の施設の設置、維持管理を行い、森林施業の共同化及び計画的な実施を促進する。

また、施業実施協定が締結され、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等に委託する場合、一定割合を補助できるような市単独事業を創設し施業実施協定の締結を推進することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、次の事項に留意しながら実施することとする。

(1) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にすること。

(2) 共同施業実施者は、共同して実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、森林組合等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明確にすること。

(3) 共同施業実施者の一人が(1)又は(2)により明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることのないよう、あらかじめ個々の共同施業実施者が果たすべき責務等を明らかにすること。

4 その他必要な事項

該当なし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及びシステムに関する事項

森林施業の効率的な実施に必要な作業路網の整備を積極的に行うこととし、傾斜や地質等に応じて高性能林業機械による作業システム等に最も効率的な路網配置を計画するとともに整備コストの縮減に努めることとする。

なお、効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準については、下表のとおりとし、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、渓流、天然林等の除地には適用しないこととする。

効率的な森林施業を推進するための路網密度

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35m/ha 以上	65m/ha 以上	100m/ha 以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25m/ha 以上	50m/ha 以上	75m/ha 以上
	架線系 作業システム	25m/ha 以上	0m/ha	25m/ha 以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15m/ha 以上	45m/ha 以上	60m/ha 以上
	架線系 作業システム	15m/ha 以上	0m/ha	15m/ha 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5m/ha 以上	—	5m/ha 以上

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等推進区域

路網整備等推進地区	面積(ha)	開設予定路線	開設予定期延長	対図番号	備考
大字岩蔵字北山 6413-1、6413-2	5.7 ha	北山線	5,260m	①	林業専用道 2,400m 森林作業道 2,860m

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壤の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点から、国が定めた林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定めた林業専用道作設指針に則り開設することとする。

イ 基幹路網の整備計画

当町の基幹路網について、地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画は下表のとおり。

開設/ 拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m) 及び箇所数	利用区 域面積 (ha)	うち前半 5ヶ年の 計画箇所	対図番号	備 考
開設	自動車道	林業専用道	北山	北山	1,900	57	○	(1)	

ウ 基幹路網に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理することとする。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点から、国が定めた森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）及び県が定めた森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道は特定の林業者等が森林施業専用に利用する施設であるため、施設管理者はゲートの設置・施錠等により、必要に応じて一般の車両の進入を禁止するなど適正に管理をするように努める。

(3) 基幹路網の維持管理に関する事項

基幹路網の維持管理については、「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に維持管理することとする。

4 その他必要な事項

該当なし。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合等を育成するため、地域が一体となって安定的事業量の確保に努めるとともに、零細規模の事業体の組織化、森林組合等の広域合併及び施業の共同化等による経営規模の拡大及び林業機械化の促進等による組織・経営基盤の安定・強化を推進するなど森林組合等の体质強化を図るものとする。

また、森林組合等の体质強化により作業間断時の就労に必要な施設の整備、広域就労の促進等により雇用の長期化・安定化を図るとともに、社会保険制度及び退職金共済制度等への加入を促進し、就労条件の改善を図る。また、事業体の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の向上を図り、若年就業者にとって魅力ある労働環境の整備に努めるものとする。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

森林の多様な機能を持続的に発揮できる施業を目指し、森林資源の循環利用を適切に進めしていくため、間伐等非皆伐作業及び小面積皆伐作業を効率的に実施し、地域の作業条件にきめ細かく対応しつつ、労働強度の軽減と省力化を図る作業システムの構築を目指す。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状	将 来
伐倒材	市内一円	チェーンソー、プロセッサ	チェーンソー、プロセッサ
集材	市内一円	林内作業車、スカイキャリー、フォワーダ、スイングヤーダ	林内作業車、スカイキャリー、フォワーダ・スイングヤーダ
造林	地拵、下刈	刈払機	刈払機
保育等	枝打ち	人背負式枝払機	自動枝打機、背負式枝払機

- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
該当なし。

III 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該鳥獣害防止森林区域内における鳥獣害の防止方法
- 区域の設定（ニホンジカ等を対象）

設定無し
 - 鳥獣害の防止方法（ニホンジカ等を対象）

設定無し
- 2 その他必要な事項
- ニホンジカの目撃情報を収集し、生息が確認された際は、関係行政機関に報告するとともに、生息状況に応じ鳥獣害防止森林区域を設定し、鳥獣害の防止方法について定めることとする。

第2 森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項

- 1 森林病害虫等の駆除及び予防の方法
- 森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めることとする。
特に、松枯れ被害対策については、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図る。
なお、森林病害虫のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

(1) のほか、森林病害虫等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、関係行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視体制を整備するとともに、必要に応じて里山等における広葉樹の整備を通じた被害の未然防止を検討していくこととする。

2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

有害鳥獣駆除活動体制の整備や捕獲した鳥獣の有効利用等による駆除活動の促進、被害対策の普及啓発等を図るものとする。

3 林野火災の予防の方法

啓発等を行い、防火意識を高めることにより林野火災の予防を図る。また、林野火災の拡大を防止するため、必要に応じ防火線、防火水槽等の施設を設置する。

4 森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、小城市火入れに関する条例を遵守するものとする。

5 その他必要な事項

- (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林該当なし。

(2) その他

森林の巡視の際は、火災の防止、有害鳥獣若しくは病害虫による被害の防止、風水害、その他災害による被害の防止に努めるものとする。また、森林の被害を防止するため、必要に応じて保護標識等を設置するものとする。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

保健機能森林は森林の有する保健機能を高度に発揮させるための森林の施業及び公衆の利用に供する施設の整備の一体的な推進により森林の保健機能の増進を図るべき森林である。

湖沼、渓谷等と一体となって優れた自然美を構成している森林等保健機能の高い森林のうち、自然環境の保全に配慮しつつ、その森林の存する地域の実情、その森林の利用者の動向等からみて、森林の保健機能の増進を図るために整備することが適当であり、かつ、その森林施業の担い手が存在するとともに、森林保健施設の整備が行われる見込みのある森林を保健機能森林として、下表のとおり設定する。

保健機能森林の区域

森林の所在		森 林 の 林 種 别 面 積 (ha)						備 考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
八丁地区	(小城) 22 <small>イ</small> 、24 <small>イ・ハ</small> 、27 <small>イ</small> 林班	1 3 3	1 3 3					
林班計		1 3 3	1 3 3					
天山地区	26 <small>イ</small> 、28 <small>イ</small> 林班	2 3 5	2 3 5					
林班計		2 3 5	2 3 5					
総合計		3 6 8	3 6 8					

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内においては、自然環境の保全に配慮しつつ、次に示す方法に従施業を実施するものとする。

造林、保育、伐採その他び施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採	択伐を原則とする。
造 林	伐採後は、速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。
保 育	当該森林は、特定施業森林区域であり、特定広葉樹林施業を推進すべき森林の保育の方法に従い行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備に当たっては、自然環境の保全、国土の保全及び文化財の保護に配慮しつつ、地域の実情、利用者の動向等を踏まえて下表のとおり整備を行うものとする。

森林保健施設の整備

施 設 の 整 備
①整備することが望ましい施設 管理施設、キャンプ場、林間広場、遊歩道及びこれらに類する施設
②留意事項 ・自然環境の保全、国土の保全に留意し、適切な利用者数の見込みに応じた規模とともに、切土、盛土を最小限とする配置とすること。 ・遊歩道は、利用者が多様な林相に接することができるよう配置するとともに、快適な利用がなされるよう、定期的に刈り払い等のメンテナンスを行うこと。

(2) 立木の期待平均樹高

対象森林を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（すでに標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高））を下表のとおり定める。

立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高	備 考
ス ギ	1 8 m	
ヒノキ	1 8 m	
その他	1 4 m	

4 その他必要な事項

保健機能森林の管理・運営に当たっては、自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び施設の適切な管理、防火体制、防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意することとする。

なお、保健機能森林の設定、保健機能森林の整備等に当たっては、当該森林によって確保されてきた自然環境の保全及び国土の保全に適切な配慮を行うものとする。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行うこととする。

- ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- イ IIの第4の公益的機能別施業森林の施業方法
- ウ IIの第5の3の森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- エ IIIの森林病害虫の駆除又は予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
小城町松尾・岩蔵・畠田	(小城町) 1～16、20ロ	714.81ha
小城町畠田・晴気・栗原・池上 牛津町	(小城町) 17～40 (20ロを除く) (牛津町) 全林班	974.17ha
三日月町	(三日月町) 全林班	91.62ha

2 生活環境の整備に関する事項

森林施業や森林の経営の受委託等を推進することで、受委託を担う森林組合や素材生産事業者等の、経営基盤の強化を図るとともに、林業労働者の主たる就労の場である森林組合等の就労条件の改善に努め、林業従事者に対する技術研修会、林業講習会等を開催して林業技術の向上と、各種資格を取得するための条件整備を行うことから人材育成を図ります。

また、間伐を中心に計画的な伐採の実行により、間伐材の確保に努め流通・加工コストの低減を図ります。

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材の活用を促進し、市民の林業についての意識の向上を図ることとする。

森林組合や素材生産事業者等の、経営基盤の強化を図るとともに、林業労働者の主たる就労の場である森林組合等の就労条件の改善に努め、林業従事者に対する技術研修会、林業講習会等を開催して林業技術の向上と、各種資格を取得するための条件整備を行うことから人材育成を図ることとする。

また、間伐を中心に計画的な伐採の実行により、間伐材の確保に努め流通・加工コストの低減を図ることとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

八丁ダム周辺の森林については、森林とのふれあいの場として、多くの人に利用されていることから、景観を維持向上するため四季を彩る特定広葉樹を植栽し、キャンプ場、管理施設、遊歩道等の施設整備を進めることとする。

なお、森林の総合利用施設の整備目標は次のとおりとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参 考)		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
八丁ダム周辺	八 丁 地区	5 8 ha 集会施設 キャンプ場 草スキー場 展望台 遊歩道 遊具施設 トイレ	八 丁 地区	5 8 ha キャンプ場、集会施設の充実	▽1

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市内の小、中学生をはじめとした青少年に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着をはぐくむため、公民館におけるチャレンジスクールの中に森林・林業体験プログラムを組み込み、森林づくりへの直接参加を推進する。

(2) 上下流連携による取組みに関する事項

上流の祇園川、晴気川は、下流である嘉瀬川、牛津川、六角川を経て日本一の海苔養殖業を誇る有明海へと注いでおり、又、干潟の自然環境に対し重要な役割を果たしている。このようなことから、下流の住民団体や漁業者等へ植栽や緑の募金活動等のイベントに参加してもらうように積極的に働きかけることとする。

(3) その他

該当なし

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者の探索や意向調査を実施し、森林の経営及び適切な管理につなげる。

7 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により施業について制限を受けている森林に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従って施業を実施する。

（2）市有林の整備

本市は現在、人工林を中心に 610ha の市有林を有しているが、人工林の大部分は保育が必要な林況であることから、今後も森林経営計画等に基づいた除・間伐等の保育施業を計画的に実施し、適切な森林の整備に努める。

（3）天山環境林に関する事項

天山環境林は、国土保全などの森林の持つ多面的機能が高いにもかかわらず、荒廃の恐れのある森林として、平成 25 年度からの「第 2 次環境林」として県が選定している。この環境林においては、美しい景観や自然再生を目的に、スギ・ヒノキ林の間伐等整備の促進、侵入竹林の除伐や空閑地の広葉樹植栽等進めることとする。

（4）小城市環境林に関する事項

市環境林においては、第 2 次環境林に準じて森林の多面的機能の高度発揮が求められながらも、荒廃の恐れがあり森林整備の必要性が高い 100ha 未満の森林を「市環境林」として選定し、森林整備の加速化を図る。